

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

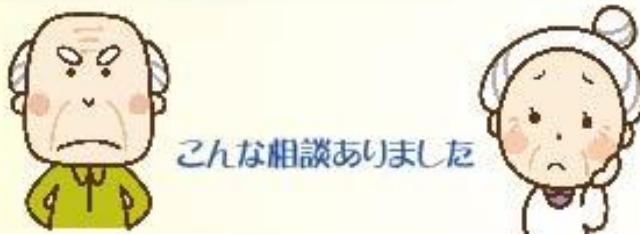
No.132

発行：東濃西部広域行政事務組合

美容医療サービスのトラブル

全国の相談窓口に美容医療サービスに関するトラブルが、2022年度は過去5年で最多の3000件ほど寄せられました。相談事例をみると、美容目的の施術は緊急性がないにもかかわらず「今すぐ施術を受ける必要がある」などと不安をあおられたり、モニター契約等による大幅な割引を提案されたりして、クレジットを組んで高額契約してしまったケースなどがみられます。

美容医療契約はクーリング・オフができる特定商取引法の適用となる場合があります。医師による医療のうち、「専ら美容の向上を目的として行われる医療サービス」が対象となり、具体的には医療脱毛、脂肪吸引、シミしわの除去やリフトアップ、歯のホワイトニングなどです。発毛や育毛契約などは対象外です。契約金額や契約期間など他の適用条件もありますので、不安な場合は窓口にご相談ください。



8月に納車予定の新車が、納車前の保管場所でひょうの被害に遭ってしまった。事業者から修理して納車をするといわれた。修理された車を受け取らざるを得ないのだろうか。

ひょうの被害は自然災害のため、法的には事業者に責められる理由はないと考えられます。ですから修理して納車するといわれた場合、それ以上を求めるることは基本的には難しいです。修理車としての評価損についても、自然災害が原因なので、同様に考え、当然に請求することはできません。しかし、事業者独自の対応がある場合もあるので、話し合いをしてみましょう。

9月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	17 件
訪問販売	8 件
訪問購入	2 件
通信販売	34 件
連鎖販売	5 件
電話勧誘	22 件
送り付け商法	1 件
無店舗販売	0 件
不明・無関係	16 件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時 間／10:00～16:00

相 談／原則予約制

相談料／無料

予 約／相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課／22-1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課／68-9748 金曜日 土岐市役所 生活環境課／54-1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業